

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市秋葉区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成22年2月2日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員 (m)	延長 (m)
一般国道	460号	新潟市秋葉区子成場字居島 651 番 7 地先から	前	9.5~24.4	121.4
		新潟市秋葉区子成場字居島 644 番 地先まで	後	9.5~24.4	121.4
県道	新潟小須戸三条線	新潟市秋葉区子成場字居島 651 番 7 地先から	前	6.7~9.5	353.5
		新潟市秋葉区子成場字居島 620 番 2 地先まで	後	8.0~24.5	353.5